

守口市普通財産高木剪定等業務委託仕様書

守口市総務部総務課

1 委託名称

守口市普通財産高木剪定等業務委託

2 委託場所

- ① (旧第四中学校)大宮通3丁目9番 39 号
- ② (旧橋波プール)大宮通1丁目 13 番 28 号
- ③ (旧東コミュニティセンター及び旧大久保南公園)大久保町5丁目 38 番 14 号他
- ④ (旧わかたけ園)菊水通2丁目8番 17 号
- ⑤ (旧南寺方南通2丁目児童公園)南寺方南通2丁目 17 番8号
- ⑥ (旧南寺方中通2丁目児童公園)南寺方中通2丁目 10 番

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 10 月 31 日まで

4 作業委託内容

(1・1) 樹木支障枝剪定及び強剪定及び除草:一式

なお、支障枝剪定は、剪定箇所から道路・隣接地に越境している枝について強剪定を行うものとする。

(1・2) 対象範囲:別紙添付図面の範囲

(1・3) 契約期間:契約締結日から令和 6 年 10 月 31 日まで

(1・4) 樹木剪定及び除草等で発生した枝葉等処分一式

(1・5) 除草は7月5日までに 1 回実施、9月中に1回実施、(計2回)

(1・6) 樹木剪定は契約期間中1回実施。時期は監督員と協議の上決定すること

(2・1) 薬剤散布:一式

①(一斉消毒期間)契約締結日から令和6年7月 31 日まで

②(保証期間)薬剤散布後から令和6年8月 31 日まで

※保証期間とは、一斉消毒を実施後、害虫が発生した場合に、再度消毒を実施する期間とする。ただし、当該費用は発生しないものとする。受注者は、監督員と日程調整を行うこと。

(2・2) 対象樹木:サクラ、カエデ等の害虫の繁殖が考えられる樹木全般

(2・3) 消毒方法

・一斉消毒の際は原則、指定する樹木において消毒を実施することとし、作業は、午前9時から午後5時の間に実施する。

- ・前項での業務が困難な場合は、監督員と調整すること。
- ・機材の搬入の際、車の校内への乗り入れについては監督員の指示に従うこと。
- ・消毒は地上から噴霧器を使用し、消毒薬の届く範囲とする。

(2・4) 消毒薬

- ・エトフェンプロックス 20.0%を含む乳剤(適正希釈にして使用)

使用薬剤については、上記、使用薬剤と効能が同等もしくはそれ以上のものとし、薬事法上の認可を受けた医薬品又は医薬部外品を用い、薬剤に記載されている用法用量や使用上の注意事項を守ること。また、使用前に本市の承諾を得ること。展着液は適正に使用すること。

※各施設の水道については使用できない。

5 注意事項

(安全管理)

- ・剪定・伐採業務(撤去処分含む)及び消毒業務は安全管理に留意して行うこと。
- ・近隣住民に作業内容等を事前に周知すること。
- ・道路を使用し作業を行う場合は、必要な手続きを行うこと。
- ・消毒の際、作業場所に面した道路に、消毒作業中である旨を知らせる看板等を設置すること。
- ・作業中に万一事故が発生した場合は、請負者の負担において事故の処理を行うこと。また、本市または第三者に損害を与えた場合は、請負者がその損害を賠償すること。

(写真撮影)

- ・請負者は、樹木剪定・伐採及び除草については作業前後、消毒・除草剤散布については作業の一部始終を撮影し、写真を監督員に提出するものとする。

(報告書の提出)

- ・完了時に、完了届とともに保証消毒の際の実施場所、回数についての報告書及び使用薬剤がわかる書面(納品書等)を添付すること。

(器具の負担)

- ・業務用器具類は、すべて請負者が負担しなければならない。その際の保護具の着用についてはメーカー等で定めている使用基準、方法を厳守すること。

(その他)

- ・前項目までに定めるものの外、必要な細部事項については、すべて監督員の指示に従うものとする。また、この仕様書に定めがない場合は、監督員と協議の上定めるものとする。